

館山市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

< 目次 >

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・P.1～2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・P.2～4
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・P.4～5

令和8年3月

館山市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の働き方改革は、長時間労働の現状や教育職員不足の深刻さを背景に、教育職員の健康や教育の質を向上させるために必要とされている。特に、教科指導や生活指導以外にも、部活動指導や事務作業、保護者対応など、教育職員が抱える教育活動や業務が多岐にわたることが指摘されており、これらの業務を削減し、労働時間を短くすることで多忙を解消することが求められている。

教育職員が心身ともに健康で、公私ともに充実した時間を過ごすことは、人間性や創造性を磨き、授業やその準備に集中できる時間や、自らの専門性を高める研修の時間を確保できることにつながる。これにより質の高い教育の実現が可能になる。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することではなく、教育職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「集中」をすることで、本来担うべき指導業務に注力することを目的としている。

なお、本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、館山市立小学校及び中学校管理規則第44条の2に、教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内、年間360時間以内と定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。これまで、校務支援システムの導入、デジタルによる出退勤管理、長期休業中の学校独自の完全休業日の設定、授業時数や学校行事の見直し、電話対応時間の設定、配付文書の精選や押印廃止による提出文書の簡略化等を行ってきた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。しかし、在校時間は減ってはいるものの、業務の持ち帰りについては実態把握されていない現状もある。

【令和6年度の時間外在校等時間等の状況】

	平均時間	月45時間以下の割合	年360時間以下の割合	月80時間を上回る人数
小学校	月38.0時間	60.6%	29.1%	1人
中学校	月50.1時間	43.9%	12.2%	6人

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする
- イ 教育職員の1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間以下にする
- ウ 1ヶ月の時間外在校等時間が80時間を超える教育職員をなくす。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は、令和6年度の数値】

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上維持する【14.78日】

イ 千葉県教育委員会作成のストレス自己診断表でストレス強の割合を10%以下とする。
職員のストレスについて把握する目的として、自己診断表を活用することを教職員に説明し実施する。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・行政防災無線放送等により、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を呼びかける。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・児童生徒が登校すべき時間は、教育職員の所定の勤務開始時間より後にすること。

放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・市教育委員会からの保護者宛の通知において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

学校徴収金の徴収・管理

- ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、当該学校徴収金の目的で集める物品を取り扱う事業者から、保護者が直接購入するなどの方法を検討する。
- ・公費で賄える物品は確実に公費で支払うように確認し、会計業務を削減する。
- ・市で新たに共同調達できるものを探り、発注業務等が削減できるように検討する。

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校がスクールロイヤー等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情や要求等に対応できる体制を構築する。
- ・市教育委員会から、過剰な苦情や不当な要求への対応等についての通知を保護者宛てに配付する。

学校以外が担うべき業務については、学校内の実情に応じて対応する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、本市から学校に発出される調

査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・事務処理の効率化・円滑化や、校長・教職員等の事務負担軽減のため、令和9年度を目標に共同学校事務室の整備を進める。

学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、必要に応じて教育総務課と連携し管理する。

ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・民間事業者への委託を継続し、教育委員会と連携を図りながらICT支援員を活用し運用していく。

学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・学校体育施設等の開放に関する業務については、引き続き、スポーツ課が中心となって事務手続き等を行う。

校舎の開錠・施錠

- ・実情に応じ、職員の勤務時間の割振りや役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を維持する。

部活動

- ・部活動ガイドラインに従い、週2日以上 of 休養日を設け、活動時間を、平日2時間程度まで、休業日3時間程度までとする。
- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、土日における部活動の地域展開を令和13年度までに実施する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に活用する。
- ・宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については、スクール・サポート・スタッフやデジタル技術を活用し事務負担を軽減する。
- ・校務支援システムを活用することによって、学習評価や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員やスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。また、5時間授業の日を週最低1日設定する。さらに、給食後、午後の授業を実施せずに下校する日を年間最低10日設定する。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見

直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ 職務経験が少ない教育職員に対して、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。

エ 学校評価の結果に基づき、学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるよう推進する。

オ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有や公簿のデジタル化等校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、管理職や産業医による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。

ウ 心身の健康問題についての相談窓口を周知し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

オ 毎年、千葉県民の日(6月15日)、8月12日から8月16日までの5日間を完全休業日として設定する。さらに、学校独自の完全休業日を設定することができるようにする。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 学校における働き方改革についての保護者への周知と協力依頼

学校における働き方改革の推進について、年度始めに保護者宛ての文書を配付する。

(2) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況について出退勤管理システムを活用して毎月把握し、毎年度、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

(3) 留守番電話の設置

電話対応時間を設定し、それ以外の時間は留守番電話で対応する。

(4) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握する。

(5) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(6) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (7) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (8) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。